

31 居宅療養管理指導 / 34 介護予防居宅療養管理指導

【要否欄凡例】

□…体制届と同時に提出が必要

△…届出後、盛岡市が求めた場合、速やかに提出が

届出項目	該当する体制等	添付(用意)を要する書類		要否欄
		別紙	要件を満たすことを確認する書類	
LIFEへの登録	2 あり		添付書類なし LIFEの登録手続きを専用Webサイトにて完了した後、届け出ること。 (登録完了通知等の到達前でも届出可能。)	—
特別地域加算	2 あり		添付書類なし 厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在している場合算定可能です。盛岡市内においては、振興山村地域(山村振興法指定地域)である旧築川村、旧玉山村(現在の盛岡市役所玉山出張所が所管する地域)、旧藪川村であった地域が該当します。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	2 該当		添付書類なし (盛岡市全域が豪雪地域であるため、市内に所在する事業所においては本要件を必ず満たします。) ※中山間地域等における小規模事業所加算を算定するためには、「規模に関する状況」の要件を合わせて満たす必要があります。	—
中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	2 該当		前年度(3月を除く)又は直近の3か月(前年度の実績が6か月に満たない事業所等の場合)の一月あたりの平均延訪問回数が確認できる資料 【居宅療養管理指導 平均延訪問回数が50回以下/月】 【介護予防訪問リハビリテーション 平均延訪問回数が5回以下/月】	□
医療用麻薬持続注射療法加算	2 あり		添付書類なし ※指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の 6 居宅療養管理指導費 (4)薬剤師が行う居宅療養管理指導について ⑦に示される要件を満たす必要があります。	—
在宅中心静脈栄養法加算	2 あり		添付書類なし ※指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の 6 居宅療養管理指導費 (4)薬剤師が行う居宅療養管理指導について ⑧に示される要件を満たす必要があります。	—